

岩手県学校生活協同組合の

介護保険のご案内

生活介護保険特約(親型)・年金払特約付団体生活介護保険

『人生100年時代』に
備えて、組合員
ご本人と
ご家族(配偶者・親)の
介護保障が
準備できます!



2000年4月に
スタートした
「公的介護保険制度」の
要介護(要支援)認定者数は
約708万人となって
います。

出典:厚生労働省
「令和5年度介護保険事業
状況報告(年報)」より

制度の特長

1. お手頃な掛金で、ご家族皆様(本人・配偶者・親)の介護保障が準備できます。
2. 保険金は、「一時金+年金」で受け取ることができるので、「介護の初期費用」と「毎月の介護費用や生活費」が準備できます。
3. 医師の診査はなく、告知扱いで加入申込手続きができます。

※ご加入前に、当パンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますよう、お願いいたします。

この保険は、所定の要生活介護状態に該当した場合の介護保障を目的とする保険期間1年・掛金掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。
保障内容・保険金額・掛金等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

お問い合わせ先

岩手県学校生活協同組合

共済課 TEL:019-687-2246
0120-112-246(通話無料)

制度の目的

この制度は、ご加入者が「公的介護保険制度の要介護2以上」または「所定の要生活介護状態」になった場合、生活介護保険金を支給することを目的とした、岩手県学校生活協同組合の組合員相互の助け合いの制度です。

制度のしくみ



掛金の負担

1年ごとに収支計算



要介護2以上または引受保険会社所定の要生活介護状態の場合、生活介護保険金

剰余金があれば・・・



※配当金は、剰余金があれば支払われますが、剰余金がなく支払われない場合もあります。

「一時金+年金(受取期間:5年・10年・15年・20年から選択)」で受け取ることができるので、「介護の初期費用」と「毎月の介護費用や生活費」が準備できます。
※詳しくは、「年金の取扱」をご参照ください。

生活介護保険金の受取例

介護でかかった費用は?

出典: (公財) 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和6年度)をもとに当社にて作成

一時的な費用の合計

平均 **47** 万円

住宅改造や介護用ベッドの購入など

月々の費用

平均 **9** 万円

公的介護保険制度の介護サービスの自己負担費用を含む



生活介護保険金の受取例

生活介護保険金(年金基金)が700万円

生活介護保険金(年金基金)700万円の内、一時金受取額が100万円

一時金 **100** 万円

生活介護保険金(年金基金)700万円の内、年金受取額が600万円で、受取期間が5年

月額 **約10** 万円



※年金額は現時点では確定していません。
記載の年金受取月額、2026年3月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
なお、年金額は年金基金設定時(保険金支払時)に決定します。

生活介護保険金の支払事由

公的介護保険制度の「要介護2以上」に認定された場合、または、引受保険会社所定の要生活介護状態が180日継続した場合

引受保険会社所定の要生活介護状態とは、以下のいずれかの状態をいいます。

- (1) 下記の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

1. 歩行



2. 衣服の着脱



3. 入浴



4. 食物の摂取



5. 排泄



(注) 生活介護保険金の支払対象は、加入(増額)日以後の病気やケガにより、支払事由に該当した場合となります。

月払掛金(概算)

(単位:円)

新規加入できるプランです。

65歳まで
新規加入
できます!!

85歳まで
継続加入
できます!!

		本人コース									
生活介護 保険金 (年金基金)	受取例		年齢 性別	18歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳
	一時金 受取	年金 受取(5年)		H3.3.1生 H21.2.末生	S61.3.1生 H3.2.末生	S56.3.1生 S61.2.末生	S51.3.1生 S56.2.末生	S46.3.1生 S51.2.末生	S41.3.1生 S46.2.末生	S36.3.1生 S41.2.末生	S31.3.1生 S36.2.末生
100万円	100万円	100万円	男性							378	702
			女性							276	518
200万円	200万円		男性							756	1,404
			女性							552	1,036
300万円	300万円		男性							1,134	2,106
			女性							828	1,554
400万円	月額 約5万円	100万円	男性	332	364	400	476	624	920	1,512	2,808
				女性	328	340	356	396	488	676	1,104
700万円	月額 約10万円		男性	581	637	700	833	1,092	1,610	2,646	4,914
				女性	574	595	623	693	854	1,183	1,932
1,000万円	月額 約15万円		男性	830	910	1,000	1,190	1,560	2,300	3,780	7,020
				女性	820	850	890	990	1,220	1,690	2,760
1,300万円	月額 約20万円		男性	1,079	1,183	1,300	1,547	2,028	2,990	4,914	9,126
				女性	1,066	1,105	1,157	1,287	1,586	2,197	3,588

		本人コース									
生活介護 保険金 (年金基金)	受取例		年齢 性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳
	一時金 受取	年金 受取(5年)		S30.3.1生 S31.2.末生	S29.3.1生 S30.2.末生	S28.3.1生 S29.2.末生	S27.3.1生 S28.2.末生	S26.3.1生 S27.2.末生	S25.3.1生 S26.2.末生	S24.3.1生 S25.2.末生	S23.3.1生 S24.2.末生
100万円	100万円	100万円	男性	1,049	1,196	1,374	1,577	1,800	2,055	2,345	2,683
			女性	788	912	1,058	1,233	1,441	1,675	1,962	2,315
200万円	200万円		男性	2,098	2,392	2,748	3,154	3,600	4,110	4,690	5,366
			女性	1,576	1,824	2,116	2,466	2,882	3,350	3,924	4,630
300万円	300万円		男性	3,147	3,588	4,122	4,731	5,400	6,165	7,035	8,049
			女性	2,364	2,736	3,174	3,699	4,323	5,025	5,886	6,945
400万円	100万円	月額 約5万円	男性	4,196	4,784	5,496	6,308	7,200	8,220	9,380	10,732
			女性	3,152	3,648	4,232	4,932	5,764	6,700	7,848	9,260

		本人コース								
生活介護 保険金 (年金基金)	受取例		年齢 性別	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
	一時金 受取	年金 受取(5年)		S22.3.1生 S23.2.末生	S21.3.1生 S22.2.末生	S20.3.1生 S21.2.末生	S19.3.1生 S20.2.末生	S18.3.1生 S19.2.末生	S17.3.1生 S18.2.末生	S16.3.1生 S17.2.末生
100万円	100万円	100万円	男性	3,068	3,495	3,970	4,488	5,039	5,604	6,166
			女性	2,711	3,157	3,666	4,240	4,875	5,553	6,241
200万円	200万円		男性	6,136	6,990	7,940	8,976	10,078	11,208	12,332
			女性	5,422	6,314	7,332	8,480	9,750	11,106	12,482
300万円	300万円		男性	9,204	10,485	11,910	13,464	15,117	16,812	18,498
			女性	8,133	9,471	10,998	12,720	14,625	16,659	18,723
400万円	100万円	月額 約5万円	男性	12,272	13,980	15,880	17,952	20,156	22,416	24,664
			女性	10,844	12,628	14,664	16,960	19,500	22,212	24,964

- ★記載の受取例以外の受取方法もあります。詳しくは「年金の取扱」をご参照ください。
- ★掛金は、更新時の年齢により変わりますので、ご確認ください。
- ★記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
- ★新規加入は65歳まで、継続加入は85歳までできます。詳しくは「継続加入の取扱」をご参照ください。

月払掛金(概算)

(単位:円)

新規加入できるプランです。

65歳まで
新規加入
できます!!

85歳まで
継続加入
できます!!

配偶者コース																		
生活介護 保険金 (年金基金)	受取例		年齢	18歳~35歳	36歳~40歳	41歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳							
	一時金 受取	年金 受取(5年)		性別	H3.3.1生 H20.9.1生	S61.3.1生 H3.2.末生	S56.3.1生 S61.2.末生	S51.3.1生 S56.2.末生	S46.3.1生 S51.2.末生	S41.3.1生 S46.2.末生	S36.3.1生 S41.2.末生	S31.3.1生 S36.2.末生						
			100万円		100万円	男性	/							378	702			
		女性	276	518														
200万円	200万円	男性	756	1,404														
		女性	552	1,036														
300万円	300万円	男性	1,134	2,106														
		女性	828	1,554														
400万円	100万円	月額 約5万円	男性	332	364	400								476	624	920	1,512	2,808
		女性	328	340	356	396								488	676	1,104	2,072	
700万円	100万円	月額 約10万円	男性	581	637	700								833	1,092	1,610	2,646	4,914
		女性	574	595	623	693								854	1,183	1,932	3,626	

配偶者コース											
生活介護 保険金 (年金基金)	受取例		年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳
	一時金 受取	年金 受取(5年)		性別	S30.3.1生 S31.2.末生	S29.3.1生 S30.2.末生	S28.3.1生 S29.2.末生	S27.3.1生 S28.2.末生	S26.3.1生 S27.2.末生	S25.3.1生 S26.2.末生	S24.3.1生 S25.2.末生
			100万円		100万円	男性	1,049	1,196	1,374	1,577	1,800
		女性	788	912	1,058	1,233	1,441	1,675	1,962	2,315	
200万円	200万円	男性	2,098	2,392	2,748	3,154	3,600	4,110	4,690	5,366	
		女性	1,576	1,824	2,116	2,466	2,882	3,350	3,924	4,630	
300万円	300万円	男性	3,147	3,588	4,122	4,731	5,400	6,165	7,035	8,049	
		女性	2,364	2,736	3,174	3,699	4,323	5,025	5,886	6,945	
400万円	100万円	月額 約5万円	男性	4,196	4,784	5,496	6,308	7,200	8,220	9,380	10,732
		女性	3,152	3,648	4,232	4,932	5,764	6,700	7,848	9,260	

配偶者コース										
生活介護 保険金 (年金基金)	受取例		年齢	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
	一時金 受取	年金 受取(5年)		性別	S22.3.1生 S23.2.末生	S21.3.1生 S22.2.末生	S20.3.1生 S21.2.末生	S19.3.1生 S20.2.末生	S18.3.1生 S19.2.末生	S17.3.1生 S18.2.末生
			100万円		100万円	男性	3,068	3,495	3,970	4,488
		女性	2,711	3,157	3,666	4,240	4,875	5,553	6,241	
200万円	200万円	男性	6,136	6,990	7,940	8,976	10,078	11,208	12,332	
		女性	5,422	6,314	7,332	8,480	9,750	11,106	12,482	
300万円	300万円	男性	9,204	10,485	11,910	13,464	15,117	16,812	18,498	
		女性	8,133	9,471	10,998	12,720	14,625	16,659	18,723	
400万円	100万円	月額 約5万円	男性	12,272	13,980	15,880	17,952	20,156	22,416	24,664
		女性	10,844	12,628	14,664	16,960	19,500	22,212	24,964	


- ★記載の受取例以外の受取方法もあります。詳しくは「年金の取扱」をご参照ください。
- ★掛金は、更新時の年齢により変わりますので、ご確認ください。
- ★記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
- ★新規加入は65歳まで、継続加入は85歳までできます。詳しくは「継続加入の取扱」をご参照ください。
- ★配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下とします。

月払掛金(概算)


(単位:円)


新規加入できるプランです。

85歳まで
継続加入
できます!!

親コース							
生活介護 保険金	年齢 性別	40歳~45歳	46歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳	61歳~65歳	66歳~70歳
		S56.3.1生 S61.9.1生	S51.3.1生 S56.2.末生	S46.3.1生 S51.2.末生	S41.3.1生 S46.2.末生	S36.3.1生 S41.2.末生	S31.3.1生 S36.2.末生
100万円  おすすめ!	男性	78	97	134	208	356	680
	女性	67	77	100	147	254	496
200万円	男性	156	194	268	416	712	1,360
	女性	134	154	200	294	508	992
300万円	男性	234	291	402	624	1,068	2,040
	女性	201	231	300	441	762	1,488



親コース									
生活介護 保険金	年齢 性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳
		S30.3.1生 S31.2.末生	S29.3.1生 S30.2.末生	S28.3.1生 S29.2.末生	S27.3.1生 S28.2.末生	S26.3.1生 S27.2.末生	S25.3.1生 S26.2.末生	S24.3.1生 S25.2.末生	S23.3.1生 S24.2.末生
100万円  おすすめ!	男性	1,027	1,174	1,352	1,555	1,778	2,033	2,323	2,661
	女性	766	890	1,036	1,211	1,419	1,653	1,940	2,293
200万円	男性	2,054	2,348	2,704	3,110	3,556	4,066	4,646	5,322
	女性	1,532	1,780	2,072	2,422	2,838	3,306	3,880	4,586
300万円	男性	3,081	3,522	4,056	4,665	5,334	6,099	6,969	7,983
	女性	2,298	2,670	3,108	3,633	4,257	4,959	5,820	6,879

親コース								
生活介護 保険金	年齢 性別	79歳	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳
		S22.3.1生 S23.2.末生	S21.3.1生 S22.2.末生	S20.3.1生 S21.2.末生	S19.3.1生 S20.2.末生	S18.3.1生 S19.2.末生	S17.3.1生 S18.2.末生	S16.3.1生 S17.2.末生
100万円  おすすめ!	男性	3,046	3,473	3,948	4,466	5,017	5,582	6,144
	女性	2,689	3,135	3,644	4,218	4,853	5,531	6,219
200万円	男性	6,092	6,946	7,896	8,932	10,034	11,164	12,288
	女性	5,378	6,270	7,288	8,436	9,706	11,062	12,438
300万円	男性	9,138	10,419	11,844	13,398	15,051	16,746	18,432
	女性	8,067	9,405	10,932	12,654	14,559	16,593	18,657

★親コースは一時金受取のみとなり、年金受取はできません。詳しくは「年金の取扱」をご参照ください。

★掛金は、更新時の年齢により変わりますので、ご確認ください。

★記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。

★新規加入も継続加入も85歳までできます。詳しくは「継続加入の取扱」をご参照ください。

★本人の親が加入する場合は本人の加入が条件となります。また、配偶者の親が加入する場合は配偶者の加入が条件となります。

★「本人の親の保険金額」は「本人の保険金額」以下とし、また、「配偶者の親の保険金額」は「配偶者の保険金額」以下とします。

ご加入に際して

岩手県学校生活協同組合の組合員(本人)、その配偶者と本人および配偶者の親(※)で、加入(増額)申込日現在健康で正常に就業または生活をしている、更新日現在以下の年齢の方です。

更新日:2026年9月1日

加入資格

本人 : 17歳6ヵ月超65歳6ヵ月までの方
配偶者 : 18歳以上65歳6ヵ月までの方
親(※) : 40歳以上85歳6ヵ月までの方

配偶者・親(※)のみの加入はできませんので、本人と一緒にご加入ください。

配偶者の親が加入する場合には、配偶者の加入が条件となります。

ご夫婦ともに岩手県学校生活協同組合の組合員で、当制度にともに入加の場合、配偶者コースと重複加入している被保険者(本人)の加入保険金額は、1,300万円を上限とします。

*家族間で「姓が異なる」場合など、引受保険会社が必要と認めた場合には、「住民票」等の提出が必要となる場合があります。

※親とは、本人および配偶者の実父母で、養父母は含みません。

保険金限度額

	70歳6ヵ月まで	70歳6ヵ月超 85歳6ヵ月まで
本人	1,300万円	400万円
配偶者	700万円	400万円
親	40歳以上85歳6ヵ月まで 300万円	

配偶者と本人の親(※)の保険金額は、本人の保険金額以下とします。

配偶者の親(※)の保険金額は、配偶者の保険金額以下とします。

継続加入の扱

一旦加入されれば、加入資格を満たすかぎり以後の更新時にたとえ病気であっても、前年度保険金額と同額またはそれ以下で85歳6ヵ月まで継続加入できます。

本人・配偶者コースで70歳6ヵ月超の場合で、保険金額が限度額400万円超のときは、限度額400万円に自動的に減額となります。

*保険収支が著しく悪化した場合でとくに必要と認めるときは、継続加入できる年齢等を変更することがあります。

掛金の払込

掛金は、保険料に制度運営費を加算しています。

掛金は、毎年更新時に、加入状況等に基づき、算出し変更します。

掛金は月払で、毎月の給与から天引きとなります。初回は9月となります。ただし、保険期間の途中で加入(増額)される方は、中途加入(増額)月となります。

給与からの天引きができない場合は、組合員(本人)の個人名義の口座から「預金口座振替依頼書」に基づき、毎月8日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動的に振り替えます。

口座から振り替えできなかった場合は、翌月の振替日に翌月分の掛金とともに振り替えます(2ヵ月連続で口座から振り替えできなかったときは、制度から脱退となる場合がありますのでご注意ください)。

保険期間

2026年9月1日(更新日)から2027年8月31日までの1年間で、以後1年ごとに更新します。

特にお申し出がない限り自動更新となります。

ただし、保険期間の途中で加入(増額)される方は、中途加入(増額)日より2027年8月31日までで、以後1年ごとに更新します。

加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。

ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。

中途加入

中途加入は、毎月末日までの申出分について翌々月1日の取扱いとなります。ただし、更新処理期間中の中途加入は除きます。

効力発生日

ご加入(増額)申込み後、2026年9月1日より効力が発生します。

保険期間の途中で加入(増額)される場合は、中途加入(増額)日より効力が発生します。

受取人

生活介護保険金の受取人は被保険者本人です。

配当金

主契約と特約は、それぞれ1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には合算して配当金としてお返しします。

保険期間の途中で制度から脱退した場合は、剰余金が生じたときでも、配当金のお返しはありません。

申込方法

各加入者(配偶者・実父母含む)による制度内容の確認後、Web(おひさまねっと)を通じて、または別紙申込書にてお申込みください。

お申込みに際しては告知をしていただきます(医師による診査はありません)。告知事項に該当する場合には加入(増額)できません。更新日(2026年9月1日)の申込締切日は2026年6月26日となります。

制度からの脱

脱退をご希望の場合は、団体(岩手県学校生活協同組合 共済課)窓口へお申し出ください。毎月末日までの申出分について翌月末日の脱退となります。ただし、更新処理期間中の脱退は除きます。

被保険者(本人・配偶者・親)が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。

ただし、更新日時時点で加入資格を有する親については、つぎの場合を除き、その更新日を含む保険期間中は継続することができます。

・本人が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者・親(配偶者の親を含む)も同時に脱退となります。

・配偶者が当保険の支払いを受けたとき、または死亡・脱退されたときは、配偶者の親も同時に脱退となります。

・更新日の年齢が85歳6ヵ月超になったときは、更新日の前日をもって自動脱退となります。

この保険には、脱退による返戻金はありません。

<法令等の改正に伴う変更>

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て、生活介護保険金の支払事由を変更することがあります。

給付の取扱

保険金の支払

被保険者が加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中につきのいずれかに該当された場合、生活介護保険金をお支払いします。

①引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき

②介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)にもとづく公的介護保険制度の「要介護2以上」(※)に該当していると認定されたとき

※平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態

<生活介護保険金のお支払いに関する留意事項>

①要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退(特約の場合は消滅)した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。

②被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。

保険金の支払制限

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

年金の取扱

生活介護保険金を年金として受け取ることができます。

また、年金での受け取りにかえて一時金での受け取りを選択することもできます。

(1)年金の種類 ①5年確定年金 ②10年確定年金 ③15年確定年金 ④20年確定年金

(2)年金の型 定額型

(3)年金払いの対象となる保険金等 生活介護保険金の全部または一部を年金として支払います。

なお、年金としてお受け取りになる場合は、年金基金は300万円以上、かつ、年金額は30万円(年額)以上のお取扱いとします。この場合、年金基金の額によっては、お取扱いのできない年金の種類があります。

(4)年金受取人

①保険金の受取人(被保険者本人)です。

②年金支払開始後の受取人の変更はできません。

③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。

(5)受取方法

年4回3ヵ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受け取りにかえて一括払の請求ができます。

(6)年金支払開始日

年金基金設定日の翌々月1日となります。

(7)変更の取扱

年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限ります。

(8)年金受取額例

A.生活介護保険金(年金基金)の全部を年金受取した場合

一時金受取	+	年金受取				
		生活介護保険金 (年金基金)	受取期間		上段:年金受取月額 下段:年金受取総額	
			5年間	10年間	15年間	20年間
0万円	+	400万円	約6.7万円 約403万円	約3.4万円 約414万円		
		700万円	約11.7万円 約706万円	約6.0万円 約724万円	約4.1万円 約742万円	約3.1万円 約760万円
		1,000万円	約16.8万円 約1,009万円	約8.6万円 約1,035万円	約5.8万円 約1,060万円	約4.5万円 約1,086万円
		1,300万円	約21.8万円 約1,312万円	約11.2万円 約1,345万円	約7.6万円 約1,378万円	約5.8万円 約1,412万円

B.生活介護保険金(年金基金)の一部(100万円)を一時金受取し、残り[生活介護保険金(年金基金)－100万円]を年金受取した場合

一時金受取	+	年金受取				
		生活介護保険金 (年金基金)	受取期間		上段:年金受取月額 下段:年金受取総額	
			5年間	10年間	15年間	20年間
100万円	+	300万円	約5.0万円 約302万円	約2.5万円 約310万円		
		600万円	約10.0万円 約605万円	約5.1万円 約621万円	約3.5万円 約636万円	約2.7万円 約651万円
		900万円	約15.1万円 約908万円	約7.7万円 約931万円	約5.3万円 約954万円	約4.0万円 約977万円
		1,200万円	約20.1万円 約1,211万円	約10.3万円 約1,242万円	約7.0万円 約1,272万円	約5.4万円 約1,303万円

※年金額は現時点では確定していません。

記載の年金受取月額・総額は、2026年3月1日現在の予定利率による試算額であり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金額は年金基金設定時(保険金支払時)に決定します。

※親コースの生活介護保険金は一時金での受け取りとなります。(年金払のお取扱いはできません。)

年金払特約

【別表】引受保険会社所定の要生活介護状態

引受保険会社所定の要生活介護状態とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 下表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
 - (2) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
- *器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項 目	状 態
1. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2)一部介助：補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：補装具等を使用すれば自分でできる。 (4)自 立：自分でできる。
2. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2)一部介助：衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自 立：自分でできる。
3. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 (2)一部介助：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自 立：自分でできる。
4. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2)一部介助：食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3)ほぼ自立：食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4)自 立：自分でできる。
5. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	(1)全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2)一部介助：特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3)ほぼ自立：特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4)自 立：自分でできる。

税務上の取扱

- ・本人・配偶者コースの実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象となります。
 - ・親コースの実質保険料(年間払込保険料から配当金を控除した金額)も、介護医療保険料控除の対象となります。
(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)
- 生活介護保険金は非課税です。
(所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21)
[2026年2月現在の税制]

引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

この「団体生活介護保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはこのパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

1. 商品名称

団体生活介護保険

2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員等の方について、所定の要生活介護状態になられたときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。

*保険金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。また、制度内容は将来の更新時等にご契約者(団体)により変更されることがあります。

*加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。

3. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等も契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

4. 保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。

○当社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が180日継続したと医師により診断確定された場合

○公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定された場合

5. 保険金のお支払制限について

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障が消滅する場合

○お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

7. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

この「団体生活介護保険(注意喚起情報)」は、ご加入(増額)のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

また、生活介護保険特約(親型)の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)に、ご加入(増額)前に必ずご説明いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

【ご意向に沿ったお申込内容かご確認ください】

ご加入(増額)時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧いただき、つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認のうえ、お申込みください。

- ① 保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)
- ② 保険金額
- ③ 保険料
- ④ 保険料払込方法
- ⑤ 保険期間

告知に関する重要事項

○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。ご加入(増額)のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入(増額)のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入(増額)を解除させていただきます。保険金をお支払いしないことがあります。

○代理告知

- ・「生活介護保険特約(親型)」の特約被保険者となる主契約の被保険者(本人)および配偶者の戸籍上の父母(養父母は除く)(以下、「特約被保険者となる方」という。)が遠方に居住されているなどで、特約被保険者となる方から書面で告知をいただくことが困難な場合、主契約の被保険者(本人)が特約被保険者となる方を代理して、告知事項をご記入いただくことができます。
- ・記入にあたっては、特約被保険者となる方についてご存知の内容を記入するのではなく、必ず特約被保険者となる方に健康状態に関する質問事項と、「注意喚起情報」に記載の「告知に関する重要事項」をすべてご説明いただき、回答された内容をありのままにご記入ください。
- ・告知について、特約被保険者となる方または特約被保険者を代理した主契約の被保険者(本人)の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違した場合、告知義務違反により契約が解除されることがあります。この場合、保険金をお支払いできません。

ご契約にあたっての重要事項

1. ご加入(増額)のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入(増額)のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

2. ご加入(増額)の責任開始期

- ご提出された加入申込書(告知書)に基づき、引受保険会社にご加入(増額)を承諾した場合、所定の「加入(増額)日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険へのご加入(増額)を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

3. 保険金をお支払いできない場合

- つぎのような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- ※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

○免責事由(生活介護保険金の場合)

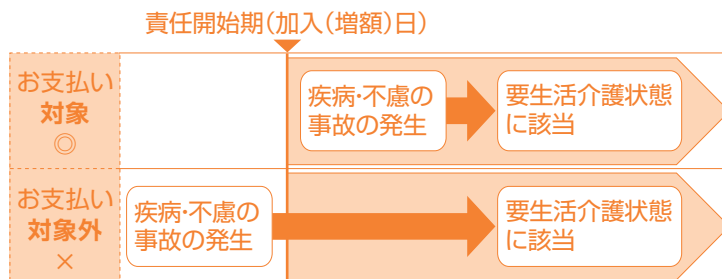
- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の薬物依存
- ④ 戦争その他の変乱(注)

(注) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

○加入(増額)日前の疾病や不慮の事故

要生活介護状態の原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じている場合
(原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。)

生活介護保険金のイメージ図



○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違していたことを原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

4. 脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

7. 保険金の支払いに関する手続き等の留意事項

○保険金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

○お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。

○保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

○生活介護保険特約（親型）の特約被保険者となる主契約の被保険者（本人）および配偶者の戸籍上の父母（養父母は除く）につきましても、上記に該当する場合は、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

9. この保険に関するご照会先について

○契約に関する諸手続、当書面に関するご照会
契約者連絡先：岩手県学校生活協同組合 共済課
・019-687-2246
・0120-112-246（通話無料）
・受付時間 8時30分～17時30分
（土・日・祝日、年末年始を除く）

○その他のご照会
引受保険会社：太陽生命保険株式会社 団体保険課
・03-3272-6268
・0120-937-508（通話無料）*IP電話の一部は利用不可
・受付時間 9時～17時（土・日・祝日、年末年始を除く）

〔個人情報に関するお知らせ〕

当保険の運営にあたっては、岩手県学校生活協同組合（以下、組合）は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、個人情報）を取扱い、組合が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

組合は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用（注）いたします。

①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

④その他保険に関連・付随する業務

また、組合に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き組合および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

Webシステム「おひさまねっと」 お手続き方法

更新期間：2026年5月18日(月)～6月26日(金)

年に一度のお手続きのご案内です。必ず加入内容をご確認ください。
上記期間以外でお申込みいただく場合は岩手県学校生活協同組合へ
お問い合わせください。

パソコン・スマートフォンからお手続きが可能になりました!

おひさま
ねっと



スマホでらくらく申込み♪
スマートフォンでのお手続きはコチラから

アクセス

下記二次元バーコードから
おひさまねっとにアクセス
します。



ユーザー登録

必要情報を入力し、
ユーザー登録をします。
ユーザー登録がお済みの方は
ログインへお進みください。



ログイン

ユーザー登録が完了したら、
登録したメールアドレスに
〔ログイン用URL〕と
〔ユーザーID〕が届きます。
画面に従いログインしてくだ
さい。

各種手続き

加入内容の確認および加入
増額・減額等各種お手続きへ。

ユーザー登録には、以下の情報が必要です。

- ① 団体アクセスキー (igcoop2246)
- ② 個人コード(組合員番号6ケタ)
- ③ 氏名(全角カナ) ④ 生年月日 ⑤ 性別
- ⑥ メールアドレス ⑦ パスワード

おひさまねっとで
ご家族の加入や、
受取人の変更もできるよ。



PCからのお手続きについて スマートフォンと同様の方法でお手続きできます。

下記URLにアクセス

<https://ohisama-net.my.site.com/s/logintop>

【おひさまねっと操作方法お問い合わせ先】
太陽生命保険株式会社 公法人部仙台担当 TEL:022-267-4613
受付時間:9時～17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

◆健康状態や年齢等により加入・変更ができない場合があります。